

社会福祉法人松代福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松代福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 役員等の報酬及び費用弁償については、別表に定める額を支給する。
- (2) 当法人の職員を兼務する役員については、本規程に基づく報酬は支給しない。
- (3) 役員等が職務のため出張したときは、当法人の旅費規程を準用して、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等の報酬等の支給方法は、次の区分による。

- (1) 報酬等は、職員給与規程に定める方法で支給する。
- (2) 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき額を控除して支給する。

(報酬総額)

第5条 当法人の全役員等に支払う年間の報酬総額の上限は、次のとおりとする。

- (1) 理事報酬の年間の支払総額は、400,000円を超えない額とする。
- (2) 監事報酬の年間の支払総額は、60,000円を超えない額とする。
- (3) 評議員報酬の年間支払総額は、220,000円を超えない額とする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 平成17年4月1日施行の社会福祉法人松代福祉会役員及び費用弁償に関する規程は廃止する。

別表

区 分		報酬の額	報酬額の根拠等	費用弁償の額
役員	理事長	月額 20,000 円 (年額 240,000 円)	週 1 日(4 時間)以上の勤務及 びその他法人業務の職務執行	日額 1,500 円
	理 事	年額 20,000 円		日額 1,500 円
	監 事	年額 20,000 円		日額 1,500 円
評 議 員		年額 20,000 円		日額 1,500 円
評議員選任委員		日額 5,000 円	委員会開催の都度	日額 1,500 円